

利根町パブリックコメント実施結果表

| | | | | |
|--------------------|---|---|--|-------------------------------------|
| 1. パブリックコメント実施の概要 | | | | |
| 政策等の名称 | 利根町みんなのまち基本条例推進委員会の設置に係る条例（案）のパブリックコメント | | | |
| 意見等募集期間 | 令和5年12月11日（月） から 令和6年 1月 12日（金）まで | | | |
| 意見等提出者数及び整理番号 | 1名 (NO.1～NO.5) | | | |
| 意見等提出件数 | 5件 | | | |
| 2. 意見等の概要と実施機関の考え方 | | | | |
| NO. | 該当箇所 | 提出された意見等の概要 | 意見等に対する実施機関の考え方 | 提出された意見等に基づき政策等の案を修正した場合の修正内容及び修正理由 |
| 1 | 該当箇所なし | 「利根町小中学校適正配置等調査検討委員会」や「利根町自治基本条例検討委員会」なども町民から見て既に結論があった上で大義名分を得る為の委員会であり,町が望む結論を導き出すための委員会になっているとしか思えない。町が組織する委員会が本当に町民に有益な結論を出しているのか大いなる疑問である。 | ご意見ありがとうございます。 今回のパブリックコメントの該当案件ではないため回答は控えさせていただきます。 | |

| | | | | |
|---|--------|---|---|--|
| 2 | 該当箇所なし | <p>「利根町みんなのまち基本条例」の検討委員会では、自治基本条例でのそのような根本的な課題について議論された気配は全くありません。小学校統合の委員会でも統合の良い点だけが語られ、統合のデメリットについてなぜか一切議論がされていない。</p> <p>良い面、悪い面をすべて出し切った上で全体としてどちらを選択すべきかと言う議論を行うのが委員会と言うものではないでしょうか。委員会を組織するに對しての基準なり、人選、方針等考え方を抜本的に見直した方が良い。</p> | <p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>今回のパブリックコメントの該当案件ではないため回答は控えさせていただきます。</p> | |
| 3 | 該当箇所なし | <p>「利根町みんなのまち基本条例」の逐条解説には、「利根町みんなのまち基本条例」は、町民が主体となって制定したものであり、町民が主役となる協働によるまちづくりを進めるという強い思いが込められています。とありますが、この条例は、本当に利根町町民 15,000 人の総意の元にできたものなののでしょうか。</p> <p>本当に町民の思いが込められた条例なのか。町が選んだ 16 名が決めたに過ぎないのではないのですか。</p> <p>利根町町民の殆どがある日突然に行政から条例ができるからと知らされたに過ぎないのではないのでしょうか。逐条解説に書かれている事はどう読んでも無理があ</p> | <p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>今回のパブリックコメントの該当案件ではないため回答は控えさせていただきます。</p> | |

| | | | | |
|---|------|--|---|--|
| | | <p>る。条文に記されている事を一町民として冷静に読めばあまりにも空虚なものかと思えない。町民生活に大きな影響がある事についてもっと慎重に進めていただきたい。</p> | | |
| 4 | 第38条 | <p>利根町みんなのまち基本条例は完成されたものではなく、これからも継続的に運用状況を見極める必要がある。</p> <p>条例を考案した委員から何名かを引き続き参加させるべきではないか。委員数は少なくとも、(利根町みんなのまち基本条例検討委員会の)同数以上とすべきではないか。</p> | <p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>町民4人の内、2人につきましては、条例策定時の委員会(利根町自治基本条例検討委員会)に参加いただいていた公募委員の方の委嘱を想定しており、残りの2人を公募委員として募集することを想定しております。</p> <p>また、学識経験を有するものや各種団体等の関係者においても、複数の方に継続して委嘱することを想定しております。</p> <p>委員の人数につきましては、人数が多いほど多様な意見を反映させることができる反面、意見の集約に時間がかかり効率的な委員会運営が困難となる恐れがあります。</p> <p>このため、他市町村での事例も踏まえ10名が適正な人数であると判断しました。</p> | |

| | | | | |
|---|--------|---|---|--|
| 5 | 該当箇所なし | <p>有識者の選定基準についても明確に示す必要がある。残りの4名は各種団体等の関係者としていますが、その規定や基準についても何も記載はされていません。</p> <p>このような団体の関係者は様々な利害によって結論を導く可能性も高い。推進委員会での町民、有識者、団体関係者について選定の規定や基準を明確にして議会、町民にも信を問うべき。</p> | <p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>各種団体の選任基準や選任する理由等は逐条解説に明記しております。</p> | |
|---|--------|---|---|--|